

校則はどのように変化するのか

——山口市内の公立高校を事例に——

桑畑洋一郎

1 はじめに

近年、「ブラック校則」（以降括弧を外して表記する¹⁾）に注目が集まり、主として非合理的な校則に対する批判の声が高まっている。主要な動きとしては例えば『ブラック校則をなくそう！』プロジェクト²⁾によって、ブラック校則の定義が明示され、ブラック校則の実態をめぐるインターネット調査や、把握された実態を元にした啓発書籍の出版、署名活動が展開されている（『ブラック校則をなくそう！』プロジェクト 2021a）。こうした動きと並行してマスメディアにもブラック校則が取り上げられることが増え、例えば中国新聞社によって、「みんなの校則データベース広島県内公立高校版」（中国新聞社 2021）が開設されるなど、校則に対する注目が広く集められている。ただし、問題含みの校則そのものについては、主として管理教育批判の文脈でメディアに取り上げられることもあり、朝日新聞記事データベースの聞蔵Ⅱを「校則」というキーワードで検索すると、1984年12月24日に「開放か管理か」という、校則を含めた学校における管理体制の是非を問う記事が掲載されている（『朝日新聞』1984.12.24 朝刊）。したがって、ブラック校則という概念とそれによる問題化は、表面的には比較的新しい事象であるとは言え、管理教育批判という旧来の文脈とも通底する古さも有した事象でもあると言える。

なお『ブラック校則をなくそう！』プロジェクトによると、ブラック校則とは、「一般社会から見れば明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自ルールなどの総称」（『ブラック校則をなくそう！』プロジェクト 2021b）とされ、例としては、「地毛を黒髪に強制的に染髪させるというような傷害行為の疑いがあるもの」等人権を侵害するようなものが列挙されている。以上より、ブラック校則とは、「おかしさ」を告発するための社会問題化の機能を強く帯びた概念として位置づけられているものであると言える。

さてこのような状況と平行に、校則に関する研究も積み重ねられつつある。教育規範や教育の世界におけるルール等の研究については多数に上るため、校則そのものに焦点化した研究に絞って概観すると、それらは、校則の問題性を指摘する研究と、校則をめぐる価値中立的な分析を行う研究とに大別されると思われる。

前者については、『ブラック校則をなくそう』プロジェクトの賛同人でもある荻上キキが内田良と共に編集・執筆した書籍が代表として挙げられよう。同書ではブラック校則の実態が示された上で、そうした校則の問題性が指摘されている（荻上・内田編著 2018）。また、教育学者の川原茂雄は、校則が成立した歴史的経緯や校則に対する社会的要請もふまえて、校則（も含めた生徒指導）が抱えてきた問題性を指摘した（川原 2020）。

一方、校則そのものの分析に特化した後者の論考も多い。例えば石飛和彦は、校則の是非を問う、従来の「校則の〈規範的パラダイム〉」とは異なる「校則の〈解釈的パラダイム〉」の必要性を提起した（石飛 1994）。石飛によると、校則は曖昧な性格を持つがゆえに、それをめぐる関係主体の解釈実践がなされることで運用されている。そのことを論証した上で石飛は、校則をめぐる解釈実践にも注目することもまた、社会学において有用な知見を提供することを指摘した。またその上で石飛は実際に、校則をめぐる事件における解釈の実践をエスノメソドロジーの立場から分析している（石飛 1995）。同様に、教師の側が校則をどのように解釈し、それをどのように指導に転じるものとして認識しているかを明らかにした鈴木雅博の論考もある（鈴木 2016）。さらに近年は、大津尚志によって、校則の歴史、校則に対する意識調査、校則そのものの文面への分析による実態把握、さらには国際比較までを行った、体系的な書籍も著されている（大津 2021）。

以上のように校則をめぐる研究は、校則の問題性を指摘するという価値判断に基づくものと、校則そのものを分析するものとが蓄積されてきた。

本稿も後者の研究に位置づけることができるものであり、実際の校則の文面を対象とし、それがいかなる変遷をたどってきたのか分析し、その背景がどういったものか考察することを目的とする。もちろん既に、上述した大津の著作においても、校則の文面への分析はなされているが、とはいえ大津が対象としたものは、大阪府立高校の内、2019 年 11 月から 2021 年 2 月までの間にホームページ上で校則が公開されていた 97 校の校則である。特定の時点における校則は分析対象としていても、それがいかに変化してきたのか、経年比較はできていない。しかしながら、これまでの多くの研究が前提としてきたように、校則が社会の変化を反映して生み出されており、かつ校則が差し向けられる児童生徒らの育成を通して社会が再生産されるものである以上、その変遷を分析し、そこから読み取れるものを考察することは、社会的に意義深い。

そこで本稿では、具体的には山口市にある 2 つの県立高等学校（山口農業高等学校と山口中央高等学校）の校則を対象とした分析を行うこととする。両校を選択したのは、複数年分の校則をデータとして入手できており変化を追いやすいことが理由である。山口市内にある他の県立高等学校（山口高等学校と西京高等学校）については、現行の校則を所有しているものの、過去の分は開示されなかったため本稿の分析対象とはしない³⁾。

2 校則に関する概観

校則は、実はそもそも法的な根拠を持たず、文部科学省の通知によって規定されている。平成 22 年の「生徒指導提要」第 7 章において、文部科学省は以下のように述べている。

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定

の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。（文部科学省 2010: 205）

つまりは、学校側、具体的には校長がかなりの裁量をもって校則の制定から改廃を決定できるものとされている。とは言え、校長が完全に恣意的に定められるものでもなく、社会通念上合理的である内容であることや、単なる制裁的処分になることがないように留意することが求められており、また、社会環境や児童生徒の状況に合わせ、児童生徒らの意見も反映させながらの見直しが求められてもいる（文部科学省 2010: 205-6）。

大津の研究に依拠すると、現在はこうした位置づけをされている校則は、学制発布以前の 1872 年に大阪府で出された「小学生徒心得書」に公的なものとしては起源があるとされる。その後全国的に広がり、学校管理上の規則総体を指すものとして校則という概念が登場した。1890 年に教育勅語が出された後は、校則にもその影響が現れ始めることとなった（大津 2021: 8）。やや時代が進み大正期に入ると児童中心主義の教育思想が登場し始めたが、校則が実質的に変化することなく、昭和期に入るとさらに統制を強めながら、児童生徒の生活を管理するものとなっていった（大津 2021: 1-15）。

敗戦後は校則が「民主主義を学ぶ方法」の 1 つとして位置づけられ、児童生徒が自主的に学校の規律を保っていくためのルールとして位置づけられるようになる（大津 2021: 25）。しかしながら、学生運動が拡大するにつれて、学内での紛争を抑制させるために、掲示や集会も含めた政治活動の許可に関する規定が校則に入り始める。と同時に、自由や民主化を求める児童生徒が、服装や髪形の自由化を求めるなど、紛争の原因となることもしばしばあった（大津 2021: 29-31）。またさらに、1970 年代後半以降管理教育が進むことにより、生活指導が取り締まりの策として用いられるようになり、その根拠として校則が活用される事態も生じていく。さらにこうした管理教育の強化に対抗する動きとして、髪形をはじめとした校則をめぐる訴訟も提起されることがしばしば起きることとなっていた（大津 2021: 31-4）。こうした経緯の後に現在のブラック校則問題化の潮流が生じている。

3 分析

以上をふまえてここからは、実際に 2 校の校則を取り上げて、どのような変化がどのタイミングで起きているのか、変遷を見ていくこととしたい。なお校則の改訂は、誤字の修正レベルの些細なものも含めるとそれなりに頻繁に行われているため、条文の意味内容が変化するという比較的大きなレベルの変化に限定してみたい。

3.1 山口農業高校⁴⁾の校則の変遷

筆者は同校の校則を 2012 年度分から 2021 年度（現行）分まで所有している。不要な部分を省略しても非常に長大なものとなるため、本文中に記載はしないが、注に 2012 年度に

運用されていた校則を掲載しておきたい⁵⁾。次節からは、この 2012 年度版を基点として、比較的大きな変化に注目して取り上げてみていくこととしたい。

3.1.1 例示の具体化・更新

まずしばしば生じている変化としては、例示の具体化や更新が挙げられる。列挙すると以下の通りである。変更点は下線で示す（以下同様である）。

表 1 例示の具体化と更新：山口農業高校

	旧	新
A	「装飾品等は身につけない」	2013 年度第 2 章 3(5)、4(5)、服装関連禁止項目 「装飾品等は身につけない。 <u>(アクセサリ、カラーコンタクト等)</u> 」
B	「その他学習に不必要なもの。(マンガ、ゲーム、携帯オーディオプレイヤー等)」	2019 年度第 3 章 4(3) 持ち込み禁止品 「その他学習に不必要なもの。(マンガ、ゲーム、 <u>音楽プレイヤー等)</u> 」
C	「喫茶店、飲食店での接客業務。」	2019 年度第 6 章 2(2)イ、アルバイト不許可条件 「 <u>飲食店での、高校生としてふさわしくない接客業務。</u> 」
D	「携帯電話・携帯オーディオプレイヤー等を使用しない。」	2019 年度第 7 章 3(1)ア、徒歩通学の注意事項 「 <u>携帯電話・音楽プレイヤー等を使用しない。</u> 」
E	「ドロップハンドル及びアップハンドルは、安全確保の観点から禁止する。」	2019 年度第 7 章 3(2)ウ、自転車通学の注意事項 「 <u>競技用自転車及びマウンテンバイク</u> は、安全確保の観点から禁止する。」
F	「パーマ、脱色、染色、眉剃りや、極端に流行にとらわれたものは禁止する。」	2020 年度第 2 章 3(1)、頭髮規定 「パーマ、脱色、染色、眉剃りや、極端に流行にとらわれたもの <u>(ツーブロック等)</u> は禁止する。」
G	「携帯電話の使用」	2020 年度第 5 章、見出し 「 <u>スマートフォン・携帯電話の使用</u> 」
H	「アルバイトは原則として禁止する。ただし、保護者の申し出等（各種申請等）により、経済的に困難な家庭の生徒については、」	2020 年度第 6 章 1、アルバイト全般について 「アルバイトは原則として禁止する。ただし、保護者の申し出等（各種申請等）により、経済的に困難な家庭 <u>(諸会費減免状況等を参考)</u> の生徒については、」
I	「防寒用コートおよびウインドブレーカーは黒または紺とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地・柄物の着用は禁止する。」	2021 年度第 2 章 2、防寒着の規定 「防寒用コートおよびウインドブレーカーは <u>黒・紺・グレー・ベージュ系</u> を基本とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地・柄物・ <u>ファーの付いたもの</u> の着用は禁止する。」

以上のように、曖昧であった表現を補足すべく例示を具体化するもの（A、F、H、I）と、流行の変化に合わせて記述を更新したもの（B、C、D、E、F、G）が存在することが分かる。また前者にはおそらく、校則が元々有している曖昧さを減じるための具体化（A、F、H、I の「ファー」の部分）によるものと、規制の緩和（I の色の部分）とが双方あるのだと思われる。また後者は、純粹に流行に対応するための単なる表現変更（B、E）と、規制対象を増やし厳格化することにつながる具体化（F、G）とがある。特に F は、髪形の流行に合わせて記述を更新することに加えて、それまでは規制対象となっていなかったタイプ

の髪形をも規制に含むものであると言えよう。

3.1.2 追記

次に取り上げるのが、文章の追記である。基本的にこれは、主として規制項目を純増させるための追記がなされている。したがって先に見た具体化の一部と同様のものと言える。

表 2 追記：山口農業高校

J	「学校で定めた制服及び夏期略装（以下略装という）を着用する。また、改造や疑似製品は厳禁とする。なお、制服および略装については別図のとおりとする。」	2018 年度第 2 章 1、服装規定全般 「学校で定めた制服及び夏期略装（以下略装という）を着用する。また、加工・改造や疑似製品は厳禁とする。 <u>特に、スカートの丈は膝頭が隠れること（ノーマル丈）とする。略装時の下着は白地のものを原則とし、派手な色の上は禁止する。</u> なお、制服および略装については別図のとおりとする。」
K	「防寒用コートおよびウインドブレーカーは黒または紺とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地、柄物は禁止する。」	2018 年度第 1 章 3(5)イ、防寒着規定 「防寒用コートおよびウインドブレーカーは黒または紺とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地・柄物、 <u>カーディガンの着用は禁止する。</u> 」
L	それまでなし	2021 年度第 2 章 3(5)、ひざ掛け規定 使用期間・場所・サイズ・柄・使用可能場面が追加。

これらはいずれも、元々は文章として明記されておらず、追記されることで規制根拠を得ることとなったものである。ただし元々規制がなされていなかったものが新規に規制されることとなったのか、実質的に運用として規制されていたが根拠を有していなかった規制を明文化するものなのかはここからだけでは判断できない。

3.1.3 削除と簡略化

一方、簡略化も含めて削除された項目もいくつかある。

表 3 削除と簡略化：山口農業高校

M	第 10 章 5、校外団体への参加規定 「校外団体への入会や、他の団体の関係する行事への参加は、学校の許可を受ける」	2017 年度 削除
N	第 2 章 3、服装・頭髪規定リード文 「男子の服装・頭髪等は以下の通りとする」	2018 年度 削除され、男女共通の文面として第 2 章 3 に修正統合。
O	第 2 章 4、服装・頭髪規定リード文 「女子の服装・頭髪等は以下の通りとする」	2018 年度 削除され、男女共通の文面として第 2 章 3 に修正統合。
P	第 2 章 3(5)イ、服装の禁止項目（2018 年度追記部分） 「防寒用コートおよびウインドブレーカーは黒または紺とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地、柄物は禁止する。」	2019 年度第 1 章 3(5)イ、服装の禁止項目 「防寒用コートおよびウインドブレーカーは黒または紺とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地、柄物は禁止する。」

	い。ジーンズや皮生地・柄物、 <u>カーディガンの着用は禁止する。</u> 」	
Q	第7章3(2)オ、自転車通学の注意事項 「交通法規を守り、飛び出し、信号無視、二人乗り、無灯火、傘さし運転、並進、速度の出し過ぎ、蛇行運転、携帯電話や携帯オーディオプレイヤー等の使用など危険な乗り方は絶対しない。違反した場合、 <u>1回目は①自転車通学の差し止め(1週間)、②反省文の提出(保護者の欄あり)、2回目は差し止め期間の延長。3回目は自転車通学の禁止を検討する。</u> 」	2019年度第7章3(2)オ、自転車通学の注意事項 「交通法規を守り、飛び出し、信号無視、二人乗り、無灯火、傘さし運転、並進、速度の出し過ぎ、蛇行運転、携帯電話や音楽プレイヤー等の使用など危険な乗り方は絶対しない。違反した場合、自転車通学差し止めや反省文提出などの指導を行う。」
R	第2章2、制服と略装の着用期間の規定 「制服 10月1日から5月31日まで。略装 6月1日から9月30日まで。ただし、天候により2週間程度は調整期間を設ける。」	2021年度 削除

これらの項目は、純粹に冗長さをなくすためのもの（N、O、Q）と、それまで存在していた規制を——少なくとも根拠を——解消させるためのもの（M、P、R）であると思われる。推測交じりにはなるが、後者についてはおそらく時代状況にふさわしくないと判断されての削除であると思われる。

3.2 山口中央高校⁶⁾の校則

続いては、同様の手順で山口中央高校の校則について見ていくこととしたい。こちらについては、2004年度分から2021年度（現行）分まで所有している。筆者が所有する最古のものである2004年度の校則⁷⁾と、実質的な内容の変化はないものの文面や構成にそれなりの改訂が加えられた2013年度版校則⁸⁾を注に記載しておきたい。本節ではこの2つの版を基点として、比較的大きな変化を取り上げていくこととしたい。

3.2.1 例示の具体化・更新

山口中央高校の場合も、校則の変化のあり方についてはおおよそ山口農業高校と同様であった。ただし、山口農業高校では一定程度見られた例示の具体化・更新は、大きなものとしてはそれぞれ1回しかない。

表4 例示の具体化と更新：山口中央高校

	旧	新
a	2004年度(3)ア、自転車通学について 「その際、マウンテンバイクや変則ハンドル等の自転車は認めない。」	2009年度(3)ア、自転車通学について 「その際、 <u>後輪ステップ・変則ハンドル等安全上問題のある自転車</u> は認めない。」
b	2013年度6の5の(1)、靴下の規定 「ソックスの色は白または紺。(ワンポイントは可、ラインは不可) 式の時は全員白のソックスを着用する。ルーズソックスは禁止する。」	2019年度6の5の(1)、靴下の規定 「ソックスの色は白、紺または黒とする。(ワンポイントは可、ラインは不可)。ルーズソックスは禁止する。尚、式(<u>始業式、終業式、入学式、卒業式前の3年生表彰式、同窓会入会式、卒業式</u>)では白色のソックスを着用する。」

以上のように、自転車の流行に合わせた例示の更新がなされたものと、白色靴下を履くべき機会の具体化のみであった。

3.2.2 追記

続いては追記である。山口農業高校の場合にも見られたこの変化が、山口中央高校においても見られる。

表 5 追記：山口中央高校

	旧	新
c	2004 年度(1)ウ、持参禁止規定 「携帯電話、PHS、漫画、雑誌、ウォークマン、菓子類等学習に関係ないものは持参しない。」	2006 年度(1)ウエ、携帯電話・持参禁止規定 「 <u>携帯電話は持参してもよいが、使用は禁止する。</u> 」「漫画、雑誌、ウォークマン、菓子類等学習に関係ないものは持参しない。」
d	2004 年度(2)オカ、頭髪規定 「黒っぽい髪留めは認める。髪飾りのものやリボンの着用は認めない。パーマ、染色、脱色等は禁止する。」	2006 年度(2)オ、頭髪規定 「 <u>頭髪は本校生徒としてふさわしい端正なものであること。脱色・染色・パーマ等、髪を加工することは禁止する。</u> 」「黒っぽい髪留めは認めるが、髪飾りのものやリボンの着用は認めない。」
e	2004 年度 13 の 1、服装規定細則 「生徒は、制服を着用する。すべて服装は学校内外を問わず本校生徒としてふさわしい品位を保つように努めなければならない。」	2006 年度 13 の 1、服装規定細則 「生徒は、制服を着用する。 <u>端正、質素、清潔を旨とし、</u> すべて服装は学校内外を問わず本校生徒としてふさわしい品位を保つように努めなければならない。」
f	2004 年度(3)イ、通学時の交通安全 「○交通安全に留意すること。特に自転車通学生は交通違反（並進、二人乗り、傘さし運転）をしない。」	2012 年度(3)イ、通学時の交通安全 「○交通安全に留意すること。特に自転車通学生は交通違反（並進、二人乗り、傘さし運転、 <u>携帯電話使用等</u> ）をしない。」
g	2013 年度(2)ウ、靴下の規定 「ソックスの色は、白または紺（ワンポイントは可、ラインは不可）です。」	2014 年度(2)ウ、靴下の規定 「ソックスの色は、白、 <u>黒</u> 、紺（ワンポイントは可、ラインは不可）です。」
h	それまでなし	2019 年度 6 の 5 の(3)、アンダーウェアの規定 「制服の下（アンダーウェア）は <u>華美でないもの（白色）を着用する。</u> 」
i	2013 年度 6 の 5 の(2)、防寒着の規定 「女子は本校指定の紺色カーディガンを冬季及び移行期間に着用することを認める。」	2021 年度 6 の 5 の(3)、防寒着の規定 「冬季及び移行期間に、女子は本校指定のカーディガン <u>やタイツ（黒色）</u> を着用することを認める。」

以上のように、それなりの頻度で追記がなされている。これらは、事項を追加することで規制を緩和するもの（c、g、i）と、あいまいな表現を用いて校風を示そうとするもの（d、e）、事項を追加することで規制を強化するもの（f、h）に分類可能だと思われる。なお 3 点目の内特に f は、前節で見た具体化・更新の内の、社会の風潮に合わせるための追記としての性格も有していると思われる。

3.2.3 削除

最後に事項の削除がなされたものを取り上げる。山口中央高校でも、山口農業高校と同様、校則の事項や文面の削除がなされることもしばしばあった。

表 5 削除：山口中央高校

	旧	新
j	2004 年度 13 の 1、服装規定細則 「生徒は、制服を着用する。 <u>すべて服装は学校内外を問わず本校生徒としてふさわしい品位を保つように努めなければならない。</u> 」	2007 年度 13 の 1、服装規定細則 「生徒は、制服を着用する。端正、質素、清潔を旨とし、本校生徒としてふさわしい品位を保つように努めなければならない。」
k	2013 年度 4 の 1、登下校時服装 「 <u>長期休業中や休日の部活動時は各部活動顧問の指示に従うこと。</u> 」	2014 年度 4 の 1、登下校時服装 削除。
l	2013 年度 4 の 4 の(2)、携帯電話の持参 「違反した場合は、 <u>教員が預かり、保護者来校の後、保護者へ返却する。</u> 」	2015 年度 4 の 4 の(2)、携帯電話の持参 「違反した場合は、保護者来校の後、返却とする。」
m	2015 年度 4 の 4 の(2)、携帯電話の持参 「違反した場合は、 <u>保護者来校の後、返却とする。尚、授業中や登下校時の自転車運転時の使用については特に厳しく対処する。</u> 」	2016 年度 4 の 4 の(2)、携帯電話の持参 削除。
n	2016 年度 4 の 4 の(2)、携帯電話の持参 「校内では電源を切り、鞆に入れ、各自で管理する。」	2017 年度 4 の 4 の(2)、携帯電話の持参 削除。
o	2013 年度 6 の 5 の(5)、帽子・日傘 「夏季には <u>白色の帽子を着用してもよい。日傘の使用は禁止する。</u> 」	2018 年度 6 の 5 の(5)、帽子・日傘 「夏季には帽子（華美でないもの）を着用してもよい。」

以上のように、事項が削除される場合は概ね規制が緩和される場合が多いと言える。

4 考察

本稿で行ってきた以上の分析から、いかなる示唆が導き出されるのだろうか。

第 1 に、両校に共通して言えることは、校則は毎年それなりに変化しているということである。こうしたことは、誰の意思による変化なのかはともかくとして、文科省通達にかなうことであると言えよう。とはいえ、内容に目を向けると、元々あった規制を時代に合わせる形で名称変化させる場合や（携帯電話→スマートフォンが典型的であろう）、過去には不要だった規制を整備する形で導き出されたものが多い（「ツーブロック」の登場のように）。校則が今も、児童生徒を規制するためのものとして機能させられている状況が見えてくる。第 2 に一方で、時代にそぐわないと判断された規制が解消される傾向もあることである。また第 3 に、山口農業高校（全体に規制強化に動く傾向強め、髪形の規制を強化）と山口中央高校（緩和の方向にも若干動いている、髪形を具体化することで規制強化はしない）とを見比べると、高校によって、どの部分の校則を規制強化しあるいは緩和させるか、力点と方向性の選択に差異がある可能性も見えてきた。注記した事情があるため高校

間比較には注意が必要とは言え、公立高校の校則である以上、特定の教員らの意向が年を重ねても影響し続けるとは思えない。校則に関する高校の独自性は、少なくとも在籍教員の意向のようなものにはそれほど影響を受けないはずであり、今回分析した両校の差は別の背景から導き出されていると思われる。第4に、ブラック校則の問題化の動きとは、今回分析した両校においては少なくとも無関係に校則の改訂がなされていることである。ブラック校則が問題化され始めたのは、明確に分かるのは2017年前後であるが、それ以前から既に校則の規制緩和はなされていた。今後ブラック校則問題化の影響が波及してくると思われるが、それ以前から既に、校則を改訂していこうとする高校側の動きが存在していたことが見えてきた。第5には、校則の曖昧さの問題である。校則の解釈的パラダイムに立脚した従来の研究では、校則の曖昧さと、その曖昧さの上に積み上げられた解釈の実践が分析されてきた(石飛 1994,1995; 鈴木 2016)。解釈の余地が大きい曖昧さを持つがゆえに校則が指導場面において即応的に機能し得る面もあるわけであるが、両校の校則の変遷を見るに、そうした曖昧さは意図的・戦略的に設定され維持され続けているというよりも、社会の変化に応じて修正されていった結果として生じているものである可能性が高い。また一方で、山口中央高校の校則において、校風を示す曖昧な表現がわざわざ盛り込まれたことを見るに、高校によっては指導の根拠としうるような曖昧な表現を意図的に設定している可能性もありうる。石飛や鈴木が行ってきた、校則の解釈をめぐる研究の裏面をなすものとして、本稿のような校則の文面の分析は位置づけられる。

以上のような示唆が本稿において導き出されたが、これらはあくまでも2校の校則の分析に基づくものであり、今後さらに他校の校則もデータとして加えていくことで、あるいはまた、実際の運用に関する実証的データを加えていくことで、校則がどのように存在しており、それがいかなる社会から生み出されているのか、また、そうした校則がいかなる社会作り上げていくのか、そうしたことを読み解いていくこととしたい。

[注]

- 1) なお、負の意味合いを含めた「ブラック」という表現が、主として黒人に対するマイクロアグレッションに当たるという指摘もあり(藤 2020)、筆者もそうした問題意識は共有するが、本稿の主題に鑑みてそのまま用いることとする。ただし今後用法については検討することとしたい。
- 2) 賛同人は渡辺由美子(特定非営利活動法人キッズドア理事長)、荻上チキ(NPO法人ストップいじめ!ナビ代表)など(『ブラック校則をなくそう!』プロジェクト 2021b)。
- 3) なお筆者は、本稿で分析対象とする県立高校以外にも、山口県内公立学校の校則を、下関商業高校を除いて過去のものから入手可能な限り行政文書開示請求により入手しているが、紙幅の都合上今回は山口市内の県立高校校則の分析を行うこととする。また、開示請求の際には、県内公立高校の遡れる限り過去のものから現在までの校則の開示を依頼したが、どこからどこまでを開示対象である「校則」として判断するかは各高校担当者に委ねられているため、高校間比較はやや注意して行う必要がある。
- 4) 1885年に山口農学校として開校。現在は「生物生産科」「食品工芸科」「生活科学科」「環境科学科」

の4学科からなる（入学定員は各35名）。進路としては、進学者が74名で就職者が79名（2021年3月卒業生）、進学者の内短大が6.8%、専門・専修学校が73.0%、農業・林業大学校が17.6%、産業技術学校が2.7%である（2021年3月卒業生）。同年度の卒業生には大学進学者はいなかったが、ここ5年程は1割前後大学進学者もいた（山口農業学校ホームページ(<http://www.yamaguchi-a.ysn21.jp/sinnro.html>)より）。

5) 山口農業高校の2012年度版校則は以下の通りである。

生徒心得

学校は、安全で健康的な環境において、知・徳・体の調和のとれた人格の形成を目指し、将来社会の一員として活躍できるための学習の場である。このため、各自が校則やその他の規定を守ることは言うまでもなく、勉学に励み、特別活動や部活動等に積極的に参加することが必要である。

第1章 礼儀

- 1 礼儀(マナー)は人格の表現であり、人間関係を協調的なものにし、他の人に好感を与えるものであるから、いつも正しいマナーを身につけるように努める。
- 2 服装・容姿・態度は端正にし、その場に応じた、正しい言葉遣いができるように気をつける。特に、目上の人や先生に対しては、礼節を持って接する。
- 3 授業の初めと終わりは、起立し、姿勢・服装を正して礼をする。
- 4 職員室等に入るときは、ノックをして応答を確認し、氏名・用件を告げ、許可を得て入室する。
- 5 集会やその他の全体集合においては、静かに人の意見に耳を傾けるとともに、発言を妨げるような言動をしない。

第2章 服装・頭髪

服装・頭髪等についての規定は、以下のとおりとする。

- 1 学校で定めた制服及び夏期略装(以下略装という)を着用する。また、改造や疑似製品は厳禁とする。なお、制服および略装については別図のとおりとする。

- 2 男女とも制服を着用する。制服と略装との着用期間は次のとおりとする。

制服 10月1日から5月末日まで。

略装 6月1日から9月末日まで。

ただし、天候により2週間程度は調整期間を設ける。

- 3 男子の服装・頭髪等は以下の通りとする。

- (1)別図の制服を着用する。
- (2)夏期は別図の学校指定の略装とする。
- (3)制服および略装の加工は禁止する。
- (4)頭髪等は、常に学生らしく清潔にし、パーマ、脱色、染色、眉剃りや、極端に流行にとらわれたものは禁止する。頭髪の長さは、眉・耳・襟にかからない程度で、もみあげは極端に伸ばさない。
- (5)装飾品等は身に付けない。
- (6)ソックスは白・紺・黒色とし、極端に流行にとらわれたものは禁止する。
- (7)防寒着は次のとおりとする。

ア 登下校時の防寒コート・マフラー類の着用期間は11月1日から3月31日までとする。

イ 防寒用コートおよびウインドブレーカーは黒または紺とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地・柄物、カーディガンの着用は禁止する。

- 4 女子の服装・頭髪等は以下の通りとする

- (1)別図の制服を着用する。
- (2)夏期は別図の学校指定の略装とする。下着は白地のものを原則とし、派手な色のは禁止する。
- (3)制服および略装の加工は禁止する。特に、スカートの丈は膝頭が隠れること(ノーマル丈)とする。
- (4)頭髪等は、常に学生らしく清潔にし、パーマ、脱色、染色、眉剃りや、極端に流行にとらわれたものは禁止する。
- (5)装飾品等は身に付けない。
- (6)化粧は禁止する。
- (7)ソックスは白・紺・黒色とし、ルーズソックス等の流行にとらわれたものは禁止する。冬季にストッキングを用いるときは黒またはベージュの単色無地のものを使用する。
- (8)防寒着は次のとおりとする。

ア 登下校時の防寒コート・マフラー類の着用期間は11月1日から3月31日までとする。

イ 防寒用コートおよびウインドブレーカーは黒または紺とし、高級華美なものは使用しない。ジーンズや皮生地、柄物は禁止する。

ウ 準防寒着として、カーディガンの着用を認める。制服の上に正しく着用する場合のみとし、略装時は認めない。また、黒・紺の無地のカーディガンとし、腰に巻く事や膝掛けに使用することは禁止する。また、儀式等での着用も禁止する。

5 その他(男女共通)

(1)通学用のかばんは、華美でないものとし、紙袋やそれに類似したものは禁止する。

(2)履物は次のとおりとする。

ア 上履きは指定のものを使用する。

イ 通学用靴は、運動靴、または皮・ビニール製靴(黒又はこげ茶系)とし、高級華美なものは禁止する。

ウ 通学靴はかかとをふみつぶさず、正しく使用する。

(3)体育時の服装は、学校指定の体育シャツ、トレーニングウェアを着用する。なお、体育館では学校指定の体育館シューズを用いる。

(4)実習時の服装は、学校指定の実習帽・実習服及び指定の靴を着用する。

中略

第3章 所持品

1 所持品には学科・学年・氏名を記入し、所定の場所に整理しておく。

2 所持品を紛失したときや学校内外で物品を拾得したときは、直ちに届け出る。

3 貴重品は常に身につけ、実習・体育その他で教室を離れるときは、担当の教員またはホームルーム担任に預ける。

4 以下のものは所持・使用してはならない。

(1)暴力に使用されると思われるもの。(小刀、ナイフ、カッター等)

(2)喫煙に関するもの。(マッチ・ライター等)

(3)その他学習に不必要なもの。(マンガ、ゲーム、携帯オーディオプレイヤー等)

第4章 学校生活

1 高校生の本分である授業に集中し、学習習慣を身に付けるとともに、各種資格の取得にも積極的に挑戦する。

2 部活動、ホームルーム活動・生徒会・農業クラブ・家庭クラブ活動に積極的に参加し、自己の向上に努める。

3 始業時から終業時まで、無断で校外に出ない。やむを得ず校外に出るときはホームルーム担任の許可を得る。

4 授業と休憩のけじめをつけ、時間厳守に心がける。始業の合図までに着席する。また、教室移動は速やかに行い、時間厳守の習慣を身につける。体育館、グラウンド、農場等に集合する場合は整列し、静粛にしておく。

5 学習の場としての校舎内外の美化に努め、常に整理整頓を心がける。また、教室やその他の施設や備品は大切に扱い、破損した場合は、速やかに届け出る。また、施設や備品を故意に破損したり落書きをしたりしたときは、原則として弁償する。

6 掲示物に注意し、連絡事項の見落とし等がないように心がける。学校内に許可なく掲示したり、また、掲示や陳列してあるものを破損したりしない。

7 男女交際は節度を持ち、互いを尊重する。また、周囲の誤解をまねかぬよう自重する。

第5章 携帯電話の使用

1 携帯電話の使用については、使用場所・使用方法等周囲の迷惑にならないよう配慮する。特に校舎内及び登下校中に通話・通信することがないようにする。

2 「出会い系サイト」などへのアクセスは、重大問題に巻き込まれる場合があるので厳に慎む。

3 校内での使用は、以下のとおりとする。

(1)校舎内での使用は禁止とする。

(2)使用許可時間は、始業前及び放課後とし、それ以外の時間は電源を切っておく。また、許可時間内でも、マナーモードにする。

(3)管理については、各自の責任において気をつける。

(4)上記の規定に違反した場合は、携帯電話は生徒指導部が預かり翌日の放課後返却する。違反回数を記録し、違反の累積が3回目以降は、保護者召喚のうえ保護者に返却する。

中略

第7章 登下校及び交通安全

1 登下校は指定された通学路を通り、生徒昇降口より出入りし、履物及び傘は所定の場所に置く。

2 始業時刻の5分前には登校し、各自ホームルームで待機する。

3 通学途上では、道路交通法等関係法規を遵守し、以下の事項に留意して、交通事故の加害者・被害者にならないように気をつける。

(1)徒歩

ア 危険を予測し、周囲の状況に注意しながら通行する。携帯電話・携帯オーディオプレイヤー等を使用しない。

イ 歩道がある場合は歩道内を、歩道のない場合は道路の右側を通行し、他の交通の妨げにならないようにする。

(2)自転車

ア 盗難防止のため、防犯登録を行った自転車を使用する。

イ 「自転車使用許可願」を提出し、学校指定のステッカーを所定の位置に必ず貼付する。

ウ ドロップハンドル及びアップハンドルは、安全確保の観点から禁止する。

エ 自転車の点検整備を常に心がける。

オ 交通法規を守り、飛び出し、信号無視、二人乗り、無灯火、傘さし運転、並進、速度の出し過ぎ、蛇行運転、携帯電話や携帯オーディオプレイヤー等の使用など危険な乗り方は絶対しない。

カ 人にけがをさせた場合、交通事故を起こした場合は、速やかに被害者を救護し、警察及び学校に連絡して指示に従う。

(3)列車・バス

ア 定期券は、事務室で通学証明書の交付を受け、通学証明書を駅に提出して購入する。期限の切れた定期券の使用などの不正乗車は、違法行為であり絶対に行わない。(定期券の確認を定期的に行う。)

イ 駅舎内、車内は公共の場であることを忘れず、ほかの人に迷惑のかからないように心掛ける。特に、荷物の置き場所や車内での会話などの公共のマナーに気を配る。

ウ 安全に留意して行動し、駆け込み乗車はしない。

4 通学途上において不測の事故が発生した際は、直ちに学校へ連絡し指示に従う。また、交通事故を起こした(あった)場合は、速やかに交通事故報告書を提出する。

5 通学路は、次図のとおりとし、歩行者、車通学生ともに、定められた通学路を通ること。

中略

第10章 家庭生活

1 規則正しい生活習慣を身につける。また、正しい食生活を心がける。

2 外出するときは、あらかじめ行き先や用件を保護者に告げておく。また、夜間の外出は、緊急の場合以外はさける。

3 交友関係は節度を持ち、保護者同士が連絡を取り合っていない場合は、友人や知人間の宿泊はしない。

4 男女交際には節度を持ち、互いに対する理解やいたわりの心を深め、健全な交際を心がける。保護者が不在のときの訪問はしない。

5 校外団体への入会や、他の団体の関係する行事への参加は、学校の許可を受ける。

6 競馬、競輪、競艇、パチンコ店などの遊技場への入場は禁止する。その他、風紀上好ましくない場所には入らない。

7 友人や知人との金銭の貸し借りは慎む。また、金銭や物品の賭ごとはしてはならない。

- 6) 1887年開校の山口女学校が前身。1999年より共学化。現在は男子227名、女子305名の生徒がいる。進路としては、過年度生も含めた延べ人数で大学が351名、大学校が2名、短大が15名、専門学校が3名、就職が15名となっている(2021年3月卒業生)(山口中央高校ホームページ(<http://www.yamaguchichuo-h.ysn21.jp/sinro/sinro.html>)より)。

- 7) 山口中央高校の2004年度版校則は以下の通りである。

4 山口中央高生として

今このときは、かけがえのない青春のひとつときである。本校における高校生活が真に人生の礎となるよう最善をつくそう。そのためにも、平素から礼儀を重んじ、品位ある行動を心がけ、道義心の高揚に努め、心身ともに健康で明るい高校生活を送るよう努力しよう。

(1)生活に関すること

ア 校舎内外の清掃美化に努める。

イ 所持品には記名する。貴重品の管理には細心の注意を払う。

ウ 携帯電話、PHS、漫画、雑誌、ウォークマン、菓子類等学習に関係ないものは持参しない。

エ 公共物を大切にす。破損したときは担任に届け出る。公共物に損害を与えたときは、その状況によっては弁償する。

オ 夜間外出は慎む。塾、習い事等の場合は保護者の許可を得る。

- カ 外泊は極力慎む。特別の事情によりやむを得ず外泊する場合は、保護者の許可を得る。
- キ アルバイトは原則として禁止する。経済的事情等があれば、保護者から担任に願い出る。
- ク 校内での集会の開催や参加、印刷物の発行、配布、掲示をする時は担任または係教師を通じ、校長の許可を得る。
- ケ 昼食は教室又は中庭でとる。
- コ 下校時刻は 16 時 50 分とする。居残りをする場合は教師の許可を必要とする。
- (2)服装に関すること
- ア 授業日、休業日を問わず、登下校時は制服を着用する。男子は左襟に、女子は左胸のポケット上部に校章を付ける。
- イ 制服の手直しをしない。女子のスカート丈は膝頭が隠れる長さであり、胴で折り曲げて短くしない。男子は標準型のズボンを着用する。
- ウ 女子のネクタイは肩からはみ出た結び方をしない。リボン結びはしない。
- エ ソックスの色は白または紺(ワンポイントは可、ラインは不可)。[式の時は全員白のソックスを着用する。] ルーズソックスは禁止する。ストッキングは肌色とする。
- オ 女子の髪の長さがセーラー服の襟の半分を過ぎたら、黒または濃紺のゴムで全体を束ねる。
- カ 黒っぽい髪留めは認める。髪飾り的なものやリボンの着用は認めない。パーマ、染色、脱色等は禁止する。
- キ つめを伸ばすこと、マニキュア、色付リップクリーム、化粧等は禁止する。ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装飾品も禁止する。
- ク 靴は教科書等必要な物が十分入る大きさの物で、黒・紺・茶・グレー・白色など華美でなく本校生徒としてふさわしい物とする。
- ケ 女子は、冬季及び移行期間に指定されたカーディガンを着用することができる。
- コ 防寒コートは、黒、紺、グレー、ベージュを基調とした華美でないものを着用できる。
- サ 制服の下に着用したものが制服の襟から出ないように気を付ける。夏服を着用するときも、アンダーウェアを着用する。
- シ 上履きは指定のスリッパを使用する。
- ス 下履きは白、黒の華美でない靴を使用する。サンダル、ハイヒール、ブーツは禁止する。
- セ やむを得ない事情により異装しようとするものは、異装許可願を提出し許可を得る。
- (3)通学に関すること
- ア 自転車通学について
- 許可区域あり。自転車通学許可願に維持管理費(ステッカー代を含む)200 円を添えて願い出る。その際、マウンテンバイクや変則ハンドル等の自転車は認めない。雨具(カッパ)がないと許可しない。
- 学校で許可した者(特別許可を含む)以外は自転車通学をしない。また、学校周辺に自転車を置くことはいかなる場合も禁止する。
- 盗難防止のため、必ず施錠する。
- イ 交通安全について
- 交通安全に留意すること。特に自転車通学生は交通違反(並進、二人乗り、傘さし運転)をしない。
- プリンスロードを利用し、通用門の横断歩道は安全と交通渋滞の緩和のために、利用しない。
- バイク等の運転は原則として禁止する。
- 交通事故に遭った場合は、必ず相手を確認し、家庭及び学校に連絡する。
- 違反行為があれば、反省文、始末書の提出を求めることがある。自転車通学生の違反行為については、自転車通学を禁止することもある。
- (中略)
- 13 服装規程
- 1 生徒は、制服を着用する。すべて服装は学校内外を問わず本校生徒としてふさわしい品位を保つように努めなければならない。
- 2 制服は次のとおりとする。
- 男子〔冬服〕(上)黒の詰め襟標準型学制服、(下)黒の標準型学生ズボン
〔夏服〕(上)本校指定のカッター(半袖または長袖)、(下)黒の標準型学生ズボン
- 女子〔冬服〕(上)本校指定のセーラー服、(下)本校指定のスカート(スカート丈は膝頭が隠れる長さ)
〔夏服〕(上)本校指定のセーラー服(半袖または長袖)、(下)本校指定のスカート(同上)
- 3 制服の着用期間は原則として次のとおりとする。
- 冬服 10 月 1 日から 5 月末日まで
- 夏服 6 月 1 日から 9 月末日まで
- 移行期間 6 月 1 日、10 月 1 日の前後 2 週間とし、冬服・夏服の着用を認める。
- 4 履物は次のとおりとする。

- (1)上履 本校指定のスリッパ
 (2)下履 黒または白で華美でない靴、ただしサンダル・ハイヒール・ブーツ等は禁止する。
 5 外被類は次のとおりとする。
 (1)防寒コートは、黒・紺・グレー・ベージュを基調とした華美でないもの。雨具の色は安全上白またはそれに近いものが望ましい。女子は本校指定のカーディガンを学校内外で冬季及び移行期間に着用することを認める。
 (2)ソックスの色は白または紺(ワンポイントは可、式の時全員白のソックスを着用する)ルーズソックスは禁止する。ストッキングは肌色とする。
 (3)夏季には白色の帽子を着用してもよい。日傘の使用は禁止する。
 (4)マフラーは黒、紺等の地味な色のものを着用する。
 6 やむを得ない事情により異装しようとする者は、所定の様式の異装許可願を提出し、許可を受けなければならない。
 7 その他の事項
 (1)頭髪は本校生徒としてふさわしい髪型であること。女子は制服の襟中央部より長い髪は束ねる。黒っぽい髪止めは認めるが、リボンの着用・パーマ・脱色・染色等は禁止する。
 (2)爪を伸ばすこと、マニキュア、色付リップクリーム、化粧等は禁止する。ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装飾品の着用も禁止する。
 (3)鞆は教科書等必要な物が十分入る大きさの物で、黒・紺・茶・グレー・白色など華美でなく本校生徒としてふさわしい物とする。

- 8) 山口中央高校の2013年度版校則は以下の通りである。本文中に述べた通り、内容に及ぶ改訂はそれほどなく、改訂のポイントはだまかには、総則と細則で重複していた部分の簡略化と、総則部分の文章を敬体化したことである。また、許可されるストッキングの色の表現が「肌色」から「薄橙色」に変化したのも特徴的である。

- 2 山口中央高生として
 今このときは、かけがえのない青春のひとつです。本校における高校生活が真に人生の礎となるよう最善をつくしましょう。そのためにも、常に本校生徒としての自覚に立って、礼儀を重んじ、品位ある行動を心がけ、道義心の高揚に努めるとともに、規則正しい生活を送るよう努力しましょう。以下のことに留意して、皆さんが充実した高校生活を送ることを期待しています。
- (1)生活に関すること
 ア 所持品には記名してください。貴重品の管理には細心の注意をお願いします。
 イ 校内での携帯電話の使用は禁止です。使用した場合、教師が預かり、来校した保護者に返却となります。
 ウ アルバイトは、原則として禁止です。経済的事情があれば、保護者から担任に願い出てください。
 エ 旅行するときは、「旅行届」を担任に提出してください。学割が必要なときは、「学割交付願」も併せて提出してください。
- (2)服装に関すること
 ア 授業日、休業日を問わず、登下校時は制服着用です。男子は左襟に、女子は左胸のポケット上部に校章を付けます。
 イ 制服の手直しはしてはいけません。女子のスカート丈は、膝頭が隠れる長さです。胴で折り曲げて短くしてはいけません。男子は、シャツをズボンの中に入れ、ベルトを着用します。
 ウ ソックスの色は、白または紺(ワンポイントは可、ラインは不可)です。式の時、全員白のソックスを着用します。
 エ 頭髪は、本校生徒としてふさわしい端正な髪型とします。脱色・染色・パーマ等、髪を加工することは禁止します。
- (3)通学に関すること
 ア 自転車通学をする人(許可区域に該当)は、自転車通学許可願に維持管理費 200 円を添えて提出してください。→羅針盤最終頁の「自転車通学許可願」
 イ 山口駅方面からの登下校は、プリンセスロードを利用します。通用門の横断歩道は、安全と交通渋滞の緩和のため利用しないようにお願いします。
 ウ バイク等の運転は、原則として禁止です。
 エ 違反行為があれば、反省文、始末書の提出を求めることがあります。自転車通学生の違反行為については、自転車通学を禁止することもあります。
- (中略)
- 4 学校生活に関する規程
 1 登下校時の服装

授業日、休業日を問わず、登下校時は制服を着用する。ただし、学校行事等で特別に許可した場合や、部活動で試合に参加する場合に限り、本校の体操服や各部活動が定めたジャージ等の着用を認める。長期休業中や休日の部活動時は各部活動顧問の指示に従うこと。

2 外出

登校後の外出は原則として禁止する。やむを得ず外出する時は担任に許可を受け、所定の外出許可証を携帯して外出する。用事が済み次第速やかに帰校し、外出許可証を返却する。

3 居残り

下校時刻は、16 時 55 分である。居残る場合は、教員の許可を必要とする。

4 所持品

(1)所持品には、必ず記名する。貴重品の管理には細心の注意を払う。

(2)携帯電話は持参してもよいが、校内では電源を切り、鞆に入れ、各自で管理する。学校敷地内での使用は禁止する。違反した場合は、教員が預かり、保護者来校の後、保護者へ返却する。尚、授業中や登下校時の自転車運転中の使用については特に厳しく対処する。

(3)漫画、雑誌、音楽プレーヤー、菓子類等学習に関係ないものは持参しない。

5 昼食

昼食は、教室又は中庭でとる。

6 環境整美

校舎内外の清掃美化に努め、勉学にふさわしい健康的で快適な環境作りを心がける。

7 公共物

(1)公共物は大切に使用し、破損の際は、担任に破損届を提出する。

(2)公共物に損害を与えたときは、状況によっては弁償させることがある。

8 集会・印刷物

集会の開催又は参加、印刷物の発行、配布、掲示をする場合は担任又は担当教員を通じ、校長の許可を受ける。

5 校外生活に関する規程

1 アルバイト

アルバイトは、原則として禁止する。経済的事情により保護者から直接願い出のあった場合に限り、特別に許可することがある。

2 夜間外出・外泊

(1)夜間外出は、慎む。塾、習い事等の場合は、保護者の許可を得る。

(2)外泊は、極力慎む。特別の事情によりやむを得ず外泊する場合は、保護者の許可を得る。

3 旅行

旅行時に学割が必要な場合は、「旅行届」を担任に提出する。

6 服装親程

1 制服着用

生徒は、制服を着用する。端正、質素、清潔を旨とし、本校生徒としてふさわしい品位を保つように努めなければならない。

2 本校の制服

男子〔冬服〕(上)黒の詰め襟標準型学制服、(下)黒の標準型学生ズボン

〔夏服〕(上)本校指定のカッター(半袖または長袖)、(下)黒の標準型学生ズボン

女子〔冬服〕(上)本校指定のセーラー服、(下)本校指定のスカート(スカート丈は膝頭が隠れる長さ)

〔夏服〕(上)本校指定のセーラー服(半袖または長袖)、(下)本校指定のスカート(同上)

男子は左襟に、女子は左胸のポケット上部に校章をつける。

3 制服の着用期間

原則として次のとおりとする。

冬服 10 月 1 日から 5 月末日まで

夏服 6 月 1 日から 9 月末日まで

移行期間 6 月 1 日、10 月 1 日の前後 2 週間とし、冬服・夏服の着用を認める。

4 履物

(1)上履 本校指定のスリッパ

(2)下履 黒または白色等華美でない靴、ただしサンダル・ハイヒール・ブーツ等は禁止する。

5 外被類

(1)ソックスの色は白または紺。(ワンポイントは可、ラインは不可)式の時全員白のソックスを着用する。ルーズソックスは禁止する。ストッキングは肌色とする。

(2)防寒コートは、黒・紺・グレー・ベージュを基調とした華美でないものとする。女子は本校指定の紺色カーディガンを冬季及び移行期間に着用することを認める。

(3)マフラーは、華美でないものとし、安全上長めのものは使用しないこと。

(4)雨具の色は、安全上白またはそれに近いものが望ましい。

(5)夏季には白色の帽子を着用してもよい。日傘の使用は禁止する。

6 頭髪その他の事項

(1)頭髪は本校生徒としてふさわしい端正な髪形であること。脱色・染色・パーマ等、髪を加工することは禁止する。黒・紺色ゴム製の髪止めは認めるが、リボンや髪飾り的な物は認めない。

(2)爪を伸ばすこと、マニキュア、色付リップクリーム、化粧等は禁止する。ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装飾品も禁止する。

(3)鞆は教科書等必要な物が十分入る大きさの物で、黒・紺・茶・グレー・白色など華美でなく本校生徒としてふさわしい物とする。

7 やむを得ない事情により異装しようとする者は、所定の様式の異装許可願を提出し、許可を受けなければならない。

【文献】

『「ブラック校則をなくそう!」プロジェクト』, 2021a, 「プロジェクトの成果・報告」, 「ブラック校則をなくそう!」プロジェクト, (2021年12月7日取得, <http://black-kousoku.org/category/report/>).

———, 2021b, 「ブラック校則とは」, 「ブラック校則をなくそう!」プロジェクト, (2021年12月7日取得, <http://black-kousoku.org/%e3%83%96%e3%83%a9%e3%83%83%e3%82%af%e6%a0%a1%e5%89%87%e3%81%a8%e3%81%af/>).

———, 2021c, 「賛同人・メッセージ」, 「ブラック校則をなくそう!」プロジェクト, (2021年12月7日最終確認, (2021年12月7日取得, <http://black-kousoku.org/message/>).

中国新聞社, 2021, 「みんなの校則データベース——広島県内公立高校版」, 中国新聞社, (2022年2月2日取得, <https://www.chugoku-np.co.jp/Edit/schoolrules/>).

藤えりか, 2020, 『「ブラック企業」に『黒人差別』の指摘どう思いますか』, 朝日新聞デジタル, (2022年2月22日取得, <https://www.asahi.com/articles/ASN7X31M3N7QULFA03Q.html>).

石飛和彦, 1994, 「校則現象把握における規範的パラダイムと解釈的パラダイム」『教育・社会・文化』1: 35-54.

———, 1995, 「校則問題のエスノメソドロジー——『パーマ退学事件』を事例として」『教育社会学研究』57: 145-61.

川原茂雄, 2020, 『ブラック生徒指導——理不尽から当たり前の指導へ』海象社.

文部科学省, 2010, 「生徒指導提要」, (2021年12月8日取得, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm).

荻上チキ・内田良編著, 2018, 『ブラック校則——理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社.

大津尚志, 2021, 『校則を考える——歴史・現状・国際比較』晃洋書房.

鈴木雅博, 2016, 「教師は曖昧な校則下での厳格な指導をどう論じたか——エスノメソドロジーのアプローチから」『教育社会学研究』99: 47-67.

所属: 山口大学人文学部

E-mail: kuwahata@yamaguchi-u.ac.jp